

条 例 等 立 案 表

<p>題 名 徳島県教育委員会会議規則の一部を改正する規則</p>	<p>課(室)名 教育総務課</p> <p>担当者名 林 令子</p> <p>電話番号 三一八一</p>
<p>制定理由 合議制の教育委員会の活性化及び円滑な運営等に資するため、教育委員会の会議及び議事の運営に関する事項について所要の改正を行う必要がある。</p>	
<p>あらまし</p> <p>一 会議の招集に関する規定について所要の改正を行うこととした。</p> <p>二 会議の会期及び時限に関する規定を削除することとした。</p> <p>三 会議の開始散会等、会議の公開に関する規定について所要の改正を行うこととした。</p> <p>四 その他所要の改正を行うこととした。</p> <p>五 この規則は、公布の日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	<p>考 考</p>
<p>関係法規 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)</p>	<p>備 考</p>

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県教育委員会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年十二月 日

徳島県教育委員会

委員長 三好 登美子

徳島県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

徳島県教育委員会会議規則（昭和三十一年徳島県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「事件を」の下に「委員長が」を加え、「告示」を「各委員に通知」に改め、同項ただし書きを削り、同条第二項中「前項の場合」を「会議の招集を行ったときは」に、「各委員に通知」を「公表」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、臨時会については、この限りでない。

第五条第一項中「第四条第二項」を「第四条第一項」に改める。

第七条の見出し中「及び会期」を削り、同条第二項を削る。

第八条第二号中「前会会議録」を「会議録」に改める。

第九条を削る。

第十条第一項中「宣告し議場にその旨掲示する」を「宣告する」に改め、同条を第九条とし、第十一条から第十五条までを一条ずつ繰り上げる。

第十六条第二項中「数箇」を「複数」に改め、同条を第十五条とする。

第十七条第一項中「三分の二以上」の下に「の多数」を加え、「秘密会を開く」を「これを公開しない」に改め、同条を第十六条とし、第十八条から第二十二条までを一条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

改正案	現行
<p>（会議の招集）</p> <p>第四条 会議の招集は、会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事件を委員長があらかじめ各委員に通知して行う。</p> <p>2 会議の招集を行ったときは委員長は、直ちに会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事件を公表するものとする。ただし、臨時会については、この限りでない。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>（会議の招集）</p> <p>第四条 会議の招集は、会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事件をあらかじめ告示して行う。ただし、臨時会については、この限りでない。</p> <p>2 前項の場合委員長は、直ちに会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事件を各委員に通知するものとする。</p> <p>3～5 (略)</p>
<p>第五条 委員は、第四条第一項の規定により通知された場所及び日時に参集しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第五条 委員は、第四条第二項の規定により通知された場所及び日時に参集しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>（会議の開閉）</p> <p>第七条 会議の開会及び閉会は委員長が行う。</p>	<p>（会議の開閉及び会期）</p> <p>第七条 会議の開会及び閉会は委員長が行う。</p> <p>2 会期は、委員長が会議にはかりこれを定める。</p>
<p>（会議の順序）</p> <p>第八条 会議は、概ね左の順序で行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 開会 二 会議録の承認 三 教育長の報告 四 議事 五 閉会 	<p>（会議の順序）</p> <p>第八条 会議は、概ね左の順序で行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 開会 二 前会議録の承認 三 教育長の報告 四 議事 五 閉会
<p>（削除）</p> <p>（会議の開始散会等）</p> <p>第九条 会議の開始、散会、延会及び小休は、委員長がこれを宣告する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>第十四条 (略)</p>	<p>（会議の時間）</p> <p>第九条 会議の時間は、午前十時から午後四時までとする。</p> <p>2 委員長は、必要に応じ会議にはかり、前項の時間を伸縮することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>第十五条 (略)</p>

第十五条 修正案は、原案にさきだつて可否を決する。
2 修正案が複数あるときは、原案に最も遠いものから順次採決する。
3 (略)

(会議の公開)

第十六条 会議は、これを公開する。ただし、委員長又は委員の発議により出席委員の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。
2 (略)

第十七条

第十八条

第十九条

第二十条

第二十一条

第十六条 修正案は、原案にさきだつて可否を決する。
2 修正案が数箇あるときは、原案に最も遠いものから順次採決する。
3 (略)

(会議の公開)

第十七条 会議は、これを公開する。ただし、委員長又は委員の発議により出席委員の三分の二以上で議決したときは、秘密会を開くことができる。
2 (略)

第十八条

第十九条

第二十条

第二十一条

第二十二条